主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

、当事者双方の求める裁判

原告

「被告が兵庫地労委昭和四一年(不)第九号事件につき昭和四二年二月一四日付 でなした命令主文中第一項及び第二項の部分を取消す。訴訟費用は被告の負担とす る。」との判決 (二) 被告

主文同旨の判決

二、原告の、請求原因

(一) 原告は、昭和二三年法律第一二九号社会保険診療報酬支払基金法によつて 特殊法人として設立されたもので、神戸市く以下略>に従たる事務所を置いて、保 険医療機関及び保険薬局から提出された各種社会保険制度に関する診療報酬請求書 の審査並びに支払を行うもので、現在の兵庫事務所の従業員数は事務職員約一九〇 名であり、内約二六名が訴外全国社会保険診療報酬支払基金労働組合(以下全基労 という)兵庫支部に属している。

全基労兵庫支部は、昭和四〇年八月ごろから毎日のように原告兵庫事務所 の建物の玄関先で午前八時三〇分ごろから同八時四五分まで、昭和四一年一一月一日以降は午前八時五五分まで、所属組合員を適宜交替させて、出勤のため建物に入 ろうとする原告従業員に対し、全基労兵庫支部機関紙「やまなみ」を配布させてき

これに対し原告は、午前八時三〇分以降は勤務時間中であり、前項の新聞 配布行為は、勤務時間中の組合活動を禁止する就業規則及び原告と原告従業員が別 に結成している社会保険診療報酬支払基金労働組合(以下基労組という)との間で昭和四一年九月二七日締結され、同年一一月一日から発効している労働協約に反することを理由として、同年一一月五日及び同月七日に全基労兵庫支部長Aに対し、 右機関紙配布行為を中止するように通告した。

しかし全基労兵庫支部は、原告の通告を無視し、所属組合員に機関紙配布 行為を続行させたので、原告は全基労兵庫支部組合員B及び同Cに対して同年一・ 月八日、同Aに対して同月一一日、一四日、一九日、二一日及び二五日の五回にわ たつて、前記の機関紙配布行為を中止するようにとの警告書を手交した。

(五) そこで全基労兵庫支部は、原告の処置が不当労働行為に当るとして、兵庫県社会保険診療報酬支払基金を相手方として昭和四一年一二月に被告に対して救済を求め、被告はこの申立を以下の限度で認めて昭和四二年二月一四日に次のとおり の救済命令(以下本件命令という)を発し、同年三月一四日原告にこれを交付し

被申立人(兵庫県社会保険診療報酬支払基金)は、申立人(全基労兵庫支部) が毎朝午前八時三〇分から同八時五五分までの猶予時間の間に日刊機関紙「やまな み」を配布したことに関し、昭和四一年一一月八日以降申立人の組合員に対して手 交した警告書を撤回するとともに、これを理由とする定期昇給についての不利益取 扱いをしてはならない。

Ⅱ、被申立人は、申立人が始業の猶予時間の間に被申立人の事務所玄関前において 機関紙「やまなみ」を配布することにつき、将来申立人の組合員に対する警告ある いは定期昇給の不利益取扱いによつてこれを妨害してはならない。 Ⅲ、申立人のその余の申立てはこれを棄却する。

しかし原告の前記の警告書の交付は不当労働行為に該当せず、被告の前項 (六) の命令は次の点で瑕疵があるというべきである。

Ⅰ、被告は、原告事務所における始業時間が午前八時三○分であることから、午前 八時三〇分から同八時五五分までの二五分は勤務時間内の特殊時間であり、訴外全 基労兵庫支部の機関紙配布行為を形式的には禁止された行為であると判断しながら も基労組と基金の労働協約が全基労組合員に対しても効力を及ぼすとしても、全基 労兵庫支部の前記の組合活動が原告の業務の始業に支障を与えたり、従業員の職務 に悪影響を及ぼし、或いは職場秩序を乱したとの主張を認めさせる疏明がなく、原 告が全基労兵庫支部の前記組合活動を規制するについて、実質上の合理的必要性に欠くとして、労働組合法第七条第三号の労働組合に対する支配介入に当るとしている。

Ⅱ、しかし、個々の日の事務処理に限れば、午前八時三○分から同五五分までの猶予時間内における組合活動は、原告の業務に支障を与えないといえるにしても、原告の就業規則によると、所属長の承認のある場合を除く勤務時間内の組合活動を禁止しており、基労組との労働協約にも同旨の規定があるのに、全基労兵庫支部がこれに違反して勤務時間内に機関紙を配布すること自体が職場秩序、企業秩序を乱すことになるのは明瞭である。

ことになるのは明瞭である。 皿、もともと、始業前に猶予時間を置いた趣旨は、原告事務所の業務内容が珠算等の精密な計算、分類、点検を内容とし、この迅速正確な遂行をはかるためには要が出土での交通難によって蒙る心身の疲労を鎮静させて業務に向わせる必要が出土のであるとの業務的配慮に基づくもので、このないのである基労組との間である時間を設けるともに、同時に別に覚書をは、所属長の承認を要的度のの時間を設けるともに、同時に別に覚書をは、所属長の承認を要節度のの時間をある。このようにしている。このようにとが関係のであるに過ぎないのであるに過ぎない。 連営が期せられている。また業務に対するに過ぎないので著している。また業務に対する実質的支障とは、事務処理上の単なるともしく損みである。また業務に対する実質的支障のであるがら、猶予時間中の組合活動といえども、業務に対する実質的支障をすることの著しいものといわねばならない。

(七) よつて請求の趣旨記載の被告の命令の取消を求める。

三、被告の答弁

(一) 原告の請求原因(一)ないし(五)の事実はいずれも認める。

四、証拠(省略)

理由

ー、当事者について

職権により按ずるに、本件訴状によると原告の表示として兵庫県社会保険診療報酬支払基金事務所(単に兵庫事務所という)なる記載とこれに引続き右代表者として幹事長名の記載があるので、右事務所を原告とする訴と解する余地があるが、記録によると、右兵庫事務所は法人たる社会保険診療報酬支払基金の従たる事務所であつてそれ自体人格を有するものでないこと、右代表者として表示された幹事長は法令により社会保険診療報酬支払基金(以下基金という)の代表者である理事長により選任された右事務所の業務に関し一切の裁判上、裁判外の行為をする権限を有

する右基金の法律上の代理人であること、ならびに訴状の記載などに鑑みるときは、訴の当事者は基金であるが、訴訟を担当するものは兵庫事務所に勤務する基金の代理人である幹事長なることを表示する趣旨で、前掲のような訴状の表示となったものとみるに妨げない。なお原告の取消を求める被告の命令にも名宛人として、兵庫県社会保険診療報酬支払基金と表示され、これに引続き右代表者として幹事長名の記載があるが、兵庫事務所を基金と独立した人格を有するものとして特にこれを名宛人とする趣旨で、右のような表示をしたと認められるような特段の事情も命令自体からは窺えないので、先に述べたと同一の理由から、右表示により基金を名宛人としたものと見るのが相当である。

以上の次第で本訴は基金が原告として自己宛になされた被告の命令の取消を求め る訴であるとの理解の下に判断することとした。 二、本案について

(一) 請求原因(一)ないし(五)の各事実はいずれも当事者間に争いがない。 (二) そこで以下原告の主張する、右事実中午前八時三○分から同八時四五分ないしは五五分までの全基労兵庫支部組合員による機関紙配布行為が勤務時間中の組合活動に当るかどうかの点について判断する。

弁論の全趣旨から成立を認め得る甲第一号証、甲第二号証の一、二によると、前記基労組と原告の間の労働協約には、平日の勤務時間は午前八時三〇分から午後五時までとし、その間の休憩時間を正午から一時間と定め、かつ勤務時間中の組合活動を禁ずる旨の定をしていること、原告の昭和四一年一一月一日現在の就業規則にも同様の規定が存していたことが認められるから、午前八時三〇分以後になされる組合活動は、一見右協約、規則違反の勤務時間中の組合活動であると見うるようである。

しかしながら、右甲号各証、弁論の全趣旨から成立を認めうる甲第二号証の二、 成立に争いのない乙第一号証から乙第三号証までの各一、二、乙第四号証の各記載 および証人Dの証言によれば、次の事実が認められる。

原告においては、昭和二五年頃全基労が結成されたが、これから昭和三九年四月 に基労組が分裂して生まれ、当初全基労の組合員の約八〇パーセントが基労組に移 り、本件命令の頃原告兵庫事務所においても基労組の組合員は全基労のそれに比べて、大倍強に達していたこと、昭和三九年当時基労組と原告との間の旧労働協約、当時の原告の旧就業規則においても、前記協約、規則と同様の定めがあつたが、同年 七月以降原告と右組合との協定により、午前八時三〇分から八時四五分までを猶予 時間として遅刻扱にしない取扱になつていたところ、昭和四一年九月二七日の前記 新協約締結に際して、右両者間で出勤簿の整理のために猶予時間を更に一〇分間延 長し午前八時五五分までとし、遅刻の取扱は右猶予時間の経過後とし、午前八時五 五分からは作業服の着用、机上の整理、書類の準備等をし、午前九時から作業を開始するなどの諸点の合意を特に覚書(甲第二号証の二)に記載して確認したこと、右覚書には猶予時間内は組合活動が禁止されている勤務時間に含まれるとの確認が なされた旨の記載がないこと、右協約、就業規則においては、勤務時間と休憩時間 とを区別し、勤務時間中の組合活動の禁止規定は設けているが、休憩時間中の組合 活動を禁止する趣旨の規定は存在せず、原告の兵庫事務所においても、休憩時間中 の組合活動は自由にできるものと解し、両組合に対し休憩時間中の組合活動を別段 禁止したことがなかつたこと、原告の兵庫事務所の職員は、昭和四一年一〇月末までは午前八時四五分までに、同年一一月以降は午前八時五五分までに右事務所に出 勤するのが通常で、午前八時三○分までに出勤するというのは極く例外であるとと もに、旧協約施行当時は勿論新協約が施行されて後も、猶予時間中に出勤した職員 は始業時間までは就労を強制されることなく、談笑したりスポーツをしたりなど各 自の自由行動が許されていて現実に右時間が通勤途上の疲労を回復させるための静 養時間として用いられるようなこともなかつたこと、また旧協約施行当時は右猶予 養時間として用いられるようなこともなかったこと、もたに関われるようなには 時間内に両組合において組合活動を行うこともあつたが、原告の兵庫事務所におい ては別段協約、就業規則に反するとして、これに干渉をしたこともなかつたこと、 以上の事実が認められる。もつとも原告が主張するような、原告と基労組との間で 知る活動しの関係ではに継る時間は勘察時間に属することの確認がなされたという 組合活動との関係で特に猶予時間は勤務時間に属することの確認がなされたという 点については、この趣旨に合する証人Dの供述及び乙第二号証の一の記載がある が、前掲甲第二号証の二の記載から判断しても、そこまでの合意が確認されている とは見られず、右供述及び記載は直ちに信用し難い。

(三) そうすると、右認定のように労使間において、勤務時間が協定され、かつ その時間内における組合活動が原則的に禁止されているとしても、更に同時に始業

までに遅刻とならない一定の猶予時間を設け、その時間の使用を労働者に委ねて、 その時間をどのように使うかについて特に限定しない趣旨が諒解されているような 場合にあつては、右猶予時間中は労働者に対する使用者の拘束力の遮断されることを意味し、したがつて右猶予時間を容認することはその名称、形式がどうあつて も、実質的には使用者の労働者に対する拘束力が及ばないとの意味合からは勤務時 間を縮少するのと同じであり、そうでないとしても休憩時間に類似した就労を要し ない特殊の時間を定めたものと解するを相当とし、さればこそ前記認定のように原 告の兵庫事務所においては組合活動を許容していた休憩時間と同様、猶予時間中に 出勤してきた職員に対しては、右時間帯における自由な活動を許す慣行が存在する に至つたことが首肯できるのであつて、そうした使用者側からの拘束力の及ばない 時間帯における組合活動は、施設管理権との牴触の問題が生じる余地のある場合 や、これを禁止しうる特段の合理的理由がある場合は格別一般には業務秩序とはお よそ無縁と謂うべきである。したがつて事務所外の玄関先における組合機関紙の配布のような組合活動は、たとえ協約、就業規則の文言上からは勤務時間中の行為に 入るにしても、これにつき所属長や原告の承認を要しないものと認めるのが相当であって、これを目して正当な組合活動というに何等の妨げのあるものではない。 (四) 以上の次第で、昭和四一年一〇月末日以前にあつての午前八時四五分ま で、同年一一月一日以降の午前八時五五分までの猶予時間は、組合活動との関係で は原告と基労組との間にあつても勤務時間には含まれず、自由な組合活動が許され る時間帯と謂うべきであるから、従つて原告と基労組との労働協約の効力が全基労 の組合員に及ぶとしても、前掲の猶予時間に全基労兵庫支部の組合員が、所属長の 承認なくして組合活動として事務所外の機関紙配布をなすことは、正当な組合活動であって、使用者においてこれを禁止するいわれはないから、使用者たる原告がこ れを阻止するのは同支部の正当な組合活動に対する制限として、同支部に対する支 配介入に当るとともに、将来の昇給についての差別処理を前提としての全基労組合 員に対する警告書の交付は、一面組合員に対する不利益取扱にも該当すると謂うべ きところ、前掲乙第二号証の一、二、乙第三号証の二の記載によれば、原告の本件 警告書の交付が昇給停止等の不利益を課す前提でなされ、然もこれを受領したもの に対する心理強制を含むことが認められ、そうすると原告の前記一連の全基労兵庫 支部に対する機関紙配布行為の中止を求める行為及び右支部組合員に対する警告書 の交付は、労働組合法第七条一号、三号の不当労働行為に該当すると謂うべきであ る。

(五) そうすると、右趣旨に出る本件命令第一項第二項は当然適法であつて、これを取消すべき瑕疵はない。よつて同命令の取消を求める原告の本訴請求を棄却することとし、訴訟費用の負担について民事訴訟法第八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 中島孝信 田畑豊 松島和成)